



8教委第372号
令和8年8月4日

石川県立飯田高等学校
校長 嶽 桂輔 様

珠洲市教育長 吉木 充弘



珠洲市奨学基金条例等に基づく奨学生の推薦について

標記の件について、下記並びに別添「珠洲市奨学基金条例」及び「珠洲市奨学基金条例施行規則」を参照の上、奨学生の推薦をお願いします。

なお、奨学生の決定については、選考委員会において選考されるため、被推薦者のすべてが奨学生に該当するとは限らないことを申し添えます。

記

- 1 提出期限 令和8年9月25日（金）まで
 - 2 出願方法 別紙「願書」及び「推薦書」を提出（規則第5条第1項）
 - 3 奨学生の資格 規則第2条による。
 - 4 奨学資金の額 規則第3条による。
 - 5 奨学資金の交付 規則第4条による。
- ※ 保護者等の「要望書」（別紙様式）を添付してください。

規則第2条第3号「学資の支弁が困難であること」を奨学生選考委員会で判断するため、本人と同一の世帯で生計を一にするすべての方の令和7年分の給与所得の源泉徴収票又は確定申告書等の写を添付してください。世帯の年間の総所得金額が300万円を超える場合であっても、特別な事情があると認められる世帯については、「学資の支弁が困難であること」に該当する場合があります。

（事務担当）
教育委員会事務局
学校教育係 河崎
TEL 82-7816

○珠洲市奨学基金条例施行規則

昭和48年9月26日

教育委員会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、珠洲市奨学基金条例（昭和48年珠洲市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 条例第4条に掲げる収益（以下「奨学資金」という。）の交付を受ける者（以下「奨学生」という。）の資格は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 珠洲市に現に居住している者の子弟であること。
- (2) 高等学校に入学又は在学し、品行方正、学業優秀、であること。
- (3) 学資の支弁が困難であること。

(資金の額等)

第3条 奨学資金の額は、月額5,000円以内とし、学校の所在地、本人の希望及び家庭の事情等を考慮して決定する。

(資金の交付)

第4条 奨学資金は、毎月交付する。ただし、特別の事情があるときは、数箇月を合わせて交付することができる。

- 2 交付の期間は、奨学生の指定を受けた月から卒業するまでの期間とする。
- 3 交付を受けた奨学資金は、返還を要しないものとする。

(出願の手続)

第5条 奨学資金の交付を受けようとする者は、3月1日から同月30日までの期間内に別記様式による願書を学校長を経て、市長に提出しなければならない。この場合において、学校長は、奨学生推薦書を添付しなければならない。

- 2 市内の高等学校に在学する生徒のうち、家庭環境等の変化に伴い第2条各号に該当することとなった者で奨学資金の交付を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、9月末日までに前項の規定に準じて願書を提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生は、奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）の選考を経て、市長が決定する。

- 2 前項の委員会は、次に掲げる者をもつて構成し、その都度市長が委嘱する。

- (1) 副市長の職にある者
- (2) 市議会議員の職にある者のうちから 1名

附 則（平成４年教委規則第１号）

この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成５年教委規則第６号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成６年教委規則第３号）

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附 則（平成７年教委規則第９号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附 則（平成１０年教委規則第１号）

この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則（平成１３年教委規則第３号）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１３年教委規則第６号）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年教委規則第４号）

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年教委規則第３号）

１ この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

２ この規則による改正前の珠洲市奨学基金条例施行規則第３条及び第４条の規定により、奨学資金の交付を受けている者については、なお従前の例による。

附 則（平成２０年教委規則第２号）

１ この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年教委規則第３号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（令和５年教委規則第２号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。